

平成21年度国際化拠点整備事業による国費外国人留学生（研究留学生）の 奨学金支給期間延長に係る取扱要領

1 延長申請対象者

平成21年度に国際化拠点整備事業により国費外国人留学生として採用された者の奨学金支給期間延長の申請については、現在の国費外国人留学生の区分により各々申請区分（Ⅰ～Ⅱ）のとおりとする。

申請区分Ⅰ 現在、研究生等の非正規生として在籍し、平成22年4月（又は平成22年10月等）に大学院修士課程、専門職学位課程又は博士課程に進学する者

(1) 延長候補者の奨学金支給期間

平成22年4月（又は平成22年10月等）から当該課程標準修業年限までの期間のうち、大学が計画する期間。

(2) 提出書類

- ア 申請書（別紙様式6）（両面印刷）
- イ 研究計画書（A4版、様式任意、3枚以内）
- ウ 推薦者一覧（別紙様式7）・・・大学が作成
- エ 推薦調書（別紙様式8）・・・大学が作成
- オ 指導教員の意見書（別紙様式9）
- カ 国際化拠点整備事業国費留学生採用計画（別紙様式4）・・・大学が作成
（※別紙様式4は新規採用希望者分とまとめて作成し、新規採用希望者分の封筒にのみ封入すれば足りる。）

(3) 推薦基準

- ア 「奨学金支給期間延長の申請基準」のとおり申請基準を満たしていること。
- イ 大学院修士課程、専門職学位課程又は博士課程に進学する見込みのある者。
- ウ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
- エ 大学の長（又は研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。

(4) 留意点

国際化拠点整備事業により採用された者の延長申請は、一般の延長申請と異なる。平成22年4月期に進学を予定している場合には平成21年12月（4月期）にのみ申請すること。また、平成22年10月等秋学期に進学を予定している者については平成22年6月（10月期）にのみ申請することに留意すること。

申請区分Ⅱ 現在、大学院修士課程又は専門職学位課程に在籍し、平成22年4月（又は平成22年10月等）に大学院博士課程に進学する者

(1) 延長候補者の奨学金支給期間

平成22年4月（又は平成22年10月等）から当該課程標準修業年限までの期間のうち、大学が計画する期間。

(2) 提出書類

- ア 申請書（別紙様式6）（両面印刷）
- イ 成績証明書（大学院修士課程で取得可能な最近のものまで）
- ウ 研究計画書（A4版、様式任意、3枚以内）
- エ 推薦者一覧（別紙様式7）・・・大学が作成

- オ 推薦調書（別紙様式8）・・・大学が作成
- カ 指導教員の意見書（別紙様式9）
- キ 国際化拠点整備事業国費留学生採用計画（別紙様式4）・・・大学が作成
（※別紙様式4は新規採用希望者分とまとめて作成し、新規採用希望者分の封筒にのみ封入すれば足りる。）

(3) 推薦基準

- ア 大学院修士課程又は専門職学位課程での学業成績係数が2.30以上の者。
- イ 大学院博士課程に進学する見込みのある者。
- ウ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
- エ 大学の長（又は研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。
- オ 現在在学している課程を留年していない者。

(4) 留意点

国際化拠点整備事業により採用された者の延長申請は、一般の延長申請と異なる。平成22年4月期に進学を予定している場合には平成21年12月（4月期）にのみ申請すること。また、平成22年10月等秋学期に進学を予定している者については平成22年6月（10月期）にのみ申請することに留意すること。

2 提出期間

- 4月期進学予定者：平成21年12月15日（火）～12月18日（金）（消印有効）
- 10月期進学予定者：平成22年 6月15日（火）～ 6月18日（火）（消印有効）
提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。

3 選考及び結果通知

推薦者が2名以上いる場合には、必ず大学としての優先順位を付すこと。
結果通知については、平成22年1月下旬を目処に文書にて通知する。（平成22年10月期進学予定者については平成22年7月下旬）

4 注意事項

次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止めるので留意すること。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請事項に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学省への誓約事項に違反したとき。
- ③ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（若しくは修了）が不可能であることが確定したとき。
- ④ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 当該大学院を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
- ⑥ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
- ⑧ 進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位課程に進学したとき。
- ⑨ 大学が国際化拠点整備事業の対象（事業終了も含む）とならなくなったとき。

5 申請に当たっての留意事項

- (1) 延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館、勤務先責任者等の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する大学において責任を持って事

前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。

- (2) 推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。
- (3) 延長申請については、以前に増して厳しく審査されることとなるので、研究計画書の他に「指導教員の意見書」には、国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記すこと。(推薦に至る具体的説明の乏しい者については、不採用となることがあるので留意すること。)
- (4) 申請書に記入した大学以外の大学院研究科へ進学する場合、国費外国人留学生奨学金は支給しない。また、他大学へ進学する場合も同様に支給しない。
- (5) 支給期間の延長が認められた場合、進学先大学にかかる入学検定料及び入学金は大学負担とするが、延長が認められなかった場合及び進学先以外の大学にかかる入学検定料及び入学金は、当該大学の規程に基づき取り扱うこととなるので、場合によっては本人負担となる場合があることを予め承知しておくとともに、学生に対しても十分に説明を行うこと。
- (6) 例年延長申請について国費外国人留学生への周知を忘れる大学があるため、大学にあっては平成22年度に進学する(ことを予定している)ため延長申請を要する者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認するなど申請に漏れがないよう十分留意すること。万が一延長申請漏れがあった場合、当人への奨学金の継続支給に重大な影響を生じるとともに、大学への国費留学生の配置数(大学推薦等)を減じること等があることに留意すること。
- (7) 提出書類等：
- ① 提出書類はⅠ～Ⅱの各区分ごとに取りまとめることとし、それぞれ別紙様式7及び別紙様式8の後に、その他の書類を申請者ごとに取りまとめること。(別紙様式4のみ、新規採用希望者分と取りまとめる)
 - ② 申請書類提出の際は、封筒表に朱書きで、××××(大学番号)G30 申請書在中 と明記の上、本件担当あて郵送又は持参すること。新規採用希望者がある場合、取りまとめて提出すること。
- ※ なお、別途募集している「進学等に伴う奨学金支給期間の延長を希望する国費外国人留学生(研究留学生等)の取扱い及び奨学金支給期間を満了する国費外国人留学生の取扱い」とは必ず別便で送付すること。
- (8) 推薦者一覧(別紙様式7)については、電子データをメールにて提出期間内に提出すること。
- このアドレスには多数の送信があるので、本件を送信する際には、必ず
- ・メールの件名を ××××(大学番号)〇〇大学(G30 延長申請) とし、
 - ・ファイルの件名を ××××(大学番号)〇〇大学(G30 延長申請) とすること。

<本件照会先及び提出先>

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室国費留学生係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111(内線 3026) FAX : 03-6734-3394

E-mail : ryuugaku@mext.go.jp (電子データ提出先)

奨学金支給期間延長の申請基準

平成21年10月

申請区分	延長理由番号	延長理由	延長許可年限	条件（申請可能な者）等
I	1	① 研究生 → 修士課程入学 専門職学位課程入学	正規課程の標準修業年限	理系：非正規生の期間が予備教育期間含め2年未満の者 文系：非正規生の期間が予備教育期間含め2年以内の者
I		② 研究生 → 博士課程入学	正規課程の標準修業年限	理系：非正規生の期間が予備教育期間含め1年以内の者 文系：非正規生の期間が予備教育期間含め2年未満の者
II		③ <u>修士課程修了</u> → <u>博士課程入学</u> <u>専門職学位課程修了</u>	正規課程の標準修業年限	研究留学生として採用された者
II-2 (特別延長)	1	③ <u>修士課程修了</u> → <u>博士課程入学</u> <u>専門職学位課程修了</u>	正規課程の標準修業年限	当初、大使館推薦による学部留学生として採用された者、又は大使館推薦による高等専門学校留学生・専修学校留学生として採用され大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められた者で、修士課程（又は専門職学位課程）進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程（又は専門職学位課程）に国費外国人留学生として在籍している者
III	2	① <u>学部卒業</u> → <u>修士課程入学</u> <u>専門職学位課程入学</u>	正規課程の標準修業年限	学部留学生として採用された者（医歯薬系学部（6年制）卒業見込みの者を除く）
III-2 (特別延長)	2	① <u>学部卒業</u> → <u>修士課程入学</u> <u>高専専攻科</u> <u>専門職学位課程入学</u>	正規課程の標準修業年限	当初、大使館推薦による高等専門学校留学生又は大使館推薦による専修学校留学生として採用され、大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在大学の学部（又は高専専攻科）に国費外国人留学生として在籍している者
III		② 医歯薬系学部（6年制）卒業 → 博士課程入学	正規課程の標準修業年限	
VII, VIII	3	① 高専卒業 → 学部3年次 高専修学校修了 → 編入	学部卒業までの2年間	学部2年次編入の場合は、文部科学省に要事前相談
VII		② 高専卒業 → 高専専攻科入学	専攻科修了までの2年間	進学は所属している高専の専攻科に限る。
IV, V	4	医歯薬系学部（6年制）卒業 → 医事実地研修 医事実地研修修了 → 臨床研修	1年以内 2年以内	
VI	5	理工系学部卒業 → 工場等実習	3ヶ月以内	

※5年一貫制博士課程においては、前期2年を上表「修士」として、後期3年を「博士」として取り扱うものとする。

※申請区分II～VIIIの区分においては、現在在籍している課程を標準修業年限内で修了（又は修業年限内で卒業）できる見込みの者であることとする。

※上記以外の場合の支給期間の延長申請は不可とする。

※商船学科に在籍している者の延長申請の場合は、文部科学省に要事前相談

学業成績係数の算出方法

※下記の表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算する。

区 分	成 績 評 価				
	4段階評価		優	良	可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

総登録単位数

(注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出する。

(注2) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。

(注3) 係数に端数が出る場合は、小数点以下第3位を切り捨てること。

(注4) 算出においては、申請時に判明している成績のみを用いること。